

⑬市とのやりとり現在の状況

（2025・9月発表済原稿）

先日、さいたま市の不服申し立て担当部署から、介助派遣システムから出した反論書に対して市は弁明をしないということなので、口頭意見陳述を行うという連絡がありました。

口頭意見陳述は、口頭で意見を述べ、または質問をすることができる機会で、こちらからの申し立てによつてできることになります。

但し、口頭意見陳述がいつでもできるということではなくて、基本はシステムから反論書、市から弁明書という文書でのやり取りであつて、双方から「反論しません」「弁明しません」となつてから口頭意見陳述になるとのことです。

口頭意見陳述の後、再度、文書でのやり取りに戻ることはなく、裁決という流れになるようです。口頭意見陳述は9月後半以降で日程を調整したいとのこと、こちらの都合を伝えています。（介助派遣システム）